

問 B-3. 国土交通省の「測量業務共通仕様書（案）」や国土地理院の「請負測量業務共通仕様書」などにおいて、行政情報流出防止のために講ずべき対策が定められている。これを踏まえて、表 1-2 の（1）及び（2）について、測量作業機関の立場からそれぞれ 30 字以内で解答欄に記せ。

表 1-2

(1)	電子情報の取扱いにおけるセキュリティ確保の観点から、情報流出の原因となりうる具体的な行為を一つ解答欄に記せ。
(2)	測量計画機関から貸与された行政情報について、情報流出事故を起こした場合に行うべき措置を一つ解答欄に記せ。